

新旧対照表

改正後

改正前

政党等寄付金特別控除額の計算明細書

政党等寄付金特別控除額の計算明細書

(平成16年分)

氏名

この明細書は、平成16年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄付金で一定のもの（以下「政党等に対する寄付金」といいます。）があり、その寄付金について政党等寄付金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄付金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄付金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

⑥ 平成16年中に支出した政党等に対する寄付金がある場合であっても、平成16年中に支出した寄付金控除の対象となる政党等に対する寄付金以外の寄付金（以下「特定寄付金」といいます。）の額（下の②の金額）が平成16年分の所得金額の合計額の25%に相当する金額（下の⑤の金額）以上の場合には、政党等寄付金特別控除を選択することはできません。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄付金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 政党等寄付金特別控除額の計算」欄で政党等寄付金特別控除額の計算をします。

1 寄付金の区分等

寄付金の区分等	政党等に対する寄付金 ①	円
	特定寄付金 ② (政党等に対する寄付金以外の寄付金)	
	① + ② ③	
所得金額の合計額 ④		
④ × 25 % ⑤		

政党等に対する寄付金の額の合計額を書いてください。  
(政党等に対する寄付金の内訳)

政党等の名称	寄付年月日	金額
	平 . .	円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄付金控除」欄の寄付金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。  
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得がある場合……その所得金額  
・申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除後の金額)ただし、山林所得については特別控除後の金額。  
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑤の金額を転記してください。

2 政党等寄付金特別控除額の計算

⑤ - ② ⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額 ⑦	
1万円 - ② ⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 30 % ⑨	(100円未満の端数切捨て)
平成16年分の所得税の額 ⑩	
⑩ × 25 % ⑪	(100円未満の端数切捨て)
政党等寄付金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額) ⑫	

申告書A第一表は⑩の金額、申告書B第一表は⑩の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄付金特別控除に転記してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署(所得税担当)におたずねください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(平成 年分)

氏名

この明細書は、平成 年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄付金で一定のもの（以下「政党等に対する寄付金」といいます。）があり、その寄付金について政党等寄付金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄付金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄付金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

注 平成 年中に支出した政党等に対する寄付金がある場合であっても、平成 年中に支出した寄付金控除の対象となる政党等に対する寄付金以外の寄付金（以下「特定寄付金」といいます。）の額（下の②の金額）が平成 年分の所得金額の合計額の25%に相当する金額（下の⑤の金額）以上の場合には、政党等寄付金特別控除を選択することはできません。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅借入金(取得)等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄付金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 政党等寄付金特別控除額の計算」欄で政党等寄付金特別控除額の計算をします。

1 寄付金の区分等

寄付金の区分等	政党等に対する寄付金 ①	円
	特定寄付金 ② (政党等に対する寄付金以外の寄付金)	
	① + ② ③	
所得金額の合計額 ④		
④ × 25 % ⑤		

政党等に対する寄付金の額の合計額を書いてください。  
(政党等に対する寄付金の内訳)

政党等の名称	寄付年月日	金額
	平 . .	円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄付金控除」欄の寄付金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。  
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得がある場合……その所得金額  
・申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除後の金額)ただし、山林所得については特別控除後の金額。  
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑤の金額を転記してください。

2 政党等寄付金特別控除額の計算

⑤ - ② ⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額 ⑦	
1万円 - ② ⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 30 % ⑨	(100円未満の端数切捨て)
平成 年分の所得税の額 ⑩	
⑩ × 25 % ⑪	(100円未満の端数切捨て)
政党等寄付金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額) ⑫	

申告書A第一表は⑩の金額、申告書B第一表は⑩の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄付金特別控除に転記してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署(所得税担当)におたずねください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>政党等寄付金特別控除を受けられる方へ</b></p> <p>個人が平成16年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄付(政治資金規正法に違反することとなるもの及びその寄付をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の取支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの(以下「政党等に対する寄付金」といいます。)については、選択により、寄付金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄付金特別控除額を平成16年分の所得税額から控除する政党等寄付金特別控除を受けることができます。</p> <p>なお、この政党等に対する寄付金については、確定申告において寄付金控除の適用を受けるか政党等寄付金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成16年中に支出した政党等に対する寄付金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄付金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄付金特別控除の適用を受けるということではできません。</p> <p><b>1 対象となる政治団体</b></p> <p>① 政党(本部、支部とも含みます。)</p> <p>② 政治資金団体</p> <p><b>2 政党等寄付金特別控除額の計算</b></p> <p>政党等寄付金特別控除額=次の①又は②のいずれか低い金額(100円未満の端数切捨て)</p> <p>① (平成16年中に支出した政党等に対する寄付金の額の合計額-1万円)×30%</p> <p>② 平成16年分の所得税の額の25%に相当する金額</p> <p>但し1 上記①の算式中の「平成16年中に支出した政党等に対する寄付金の額の合計額」については、平成16年分の所得金額の合計額の25%相当額が限度とされます。</p> <p>ただし、寄付金控除の対象となる政党等に対する寄付金以外の寄付金(以下「特定寄付金」といいます。)がある場合で、平成16年中に支出した特定寄付金の額の合計額に平成16年中に支出した政党等に対する寄付金の額の合計額を加算した金額が平成16年分の所得金額の合計額の25%相当額を超えるときは、平成16年分の所得金額の合計額の25%相当額からその特定寄付金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>2 上記①の算式中の「1万円」については、平成16年中に支出した特定寄付金の額の合計額が1万円以上の場合は「0」とされ、1万円未満の場合は1万円からその特定寄付金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>3 具体的な控除額の計算は、裏面の「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」により行ってください。</p> <p><b>3 政党等寄付金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類</b></p> <p>政党等寄付金特別控除を受ける方は、「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」(裏面の計算明細書)で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄付金特別控除に控除額を転記するとともに、その「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄付金(税額)控除のための書類」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。</p> <p>※ 確定申告書を提出するときまでに「寄付金(税額)控除のための書類」が間に合わない場合には、この書類を添付しないで確定申告を行っており、この書類は、後日、交付を受けたい税務署に提出することとして差し支えありません。</p> <p>政党等寄付金特別控除に関する詳しいことは、税務署(所得税担当)におたずねください。</p>	<p style="text-align: center;"><b>政党等寄付金特別控除を受けられる方へ</b></p> <p>個人が平成15年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄付(政治資金規正法に違反することとなるもの及びその寄付をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の取支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの(以下「政党等に対する寄付金」といいます。)については、選択により、寄付金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄付金特別控除額を平成15年分の所得税額から控除する政党等寄付金特別控除を受けることができます。</p> <p>なお、この政党等に対する寄付金については、確定申告において寄付金控除の適用を受けるか政党等寄付金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成15年中に支出した政党等に対する寄付金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄付金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄付金特別控除の適用を受けるということではできません。</p> <p><b>1 対象となる政治団体</b></p> <p>① 政党(本部、支部とも含みます。)</p> <p>② 政治資金団体</p> <p><b>2 政党等寄付金特別控除額の計算</b></p> <p>政党等寄付金特別控除額=次の①又は②のいずれか低い金額(100円未満の端数切捨て)</p> <p>① (平成15年中に支出した政党等に対する寄付金の額の合計額-1万円)×30%</p> <p>② 平成15年分の所得税の額の25%に相当する金額</p> <p>但し1 上記①の算式中の「平成15年中に支出した政党等に対する寄付金の額の合計額」については、平成15年分の所得金額の合計額の25%相当額が限度とされます。</p> <p>ただし、寄付金控除の対象となる政党等に対する寄付金以外の寄付金(以下「特定寄付金」といいます。)がある場合で、平成15年中に支出した特定寄付金の額の合計額に平成15年中に支出した政党等に対する寄付金の額の合計額を加算した金額が平成15年分の所得金額の合計額の25%相当額を超えるときは、平成15年分の所得金額の合計額の25%相当額からその特定寄付金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>2 上記①の算式中の「1万円」については、平成15年中に支出した特定寄付金の額の合計額が1万円以上の場合は「0」とされ、1万円未満の場合は1万円からその特定寄付金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>3 具体的な控除額の計算は、裏面の「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」により行ってください。</p> <p><b>3 政党等寄付金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類</b></p> <p>政党等寄付金特別控除を受ける方は、「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」(裏面の計算明細書)で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄付金特別控除に控除額を転記するとともに、その「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄付金(税額)控除のための書類」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。</p> <p>※ 確定申告書を提出するときまでに「寄付金(税額)控除のための書類」が間に合わない場合には、この書類を添付しないで確定申告を行っており、この書類は、後日、交付を受けたい税務署に提出することとして差し支えありません。</p> <p>政党等寄付金特別控除に関する詳しいことは、税務署(所得税担当)におたずねください。</p>